

建築許可申請図書の作成

1 建築許可申請図書の作成上の注意事項

- (1) 申請図書を、県に提出する場合は、市町村を経由しますので、県用、市町村用、申請者用の3部を、市町村に提出してください。なお、岡山市、倉敷市、玉野市に提出する場合は、市用、申請者用の2部を市に提出して下さい。
- (2) 手数料は県に提出する場合は、岡山県収入証紙により申請書の所定の欄（裏面）に貼付してください（消印はしないでください。）。なお、岡山市、倉敷市、玉野市に提出の場合は、別の方法となります。
- (3) 申請図書の大きさは、日本工業規格A4判（29.7cm×21.0cm）にしてください。ただし、設計図面は屏風折りとし、綴じ込み又は納袋にしてください。この場合、納袋した設計図の目録を袋の表に記載してください。
- (4) 設計図面は、設計者が記名及び押印したものを提出してください。
- (5) 設計図は、P284「設計図凡例」により作成してください。
- (6) 法第34条第14号に該当する場合には、建築許可申請の内容について開発審査会開催日より原則として1ヶ月前までに法第33条及び法第34条（開発審査会案件運用基準）に適合させてください。
開発審査会に付議するため、別途開発審査会資料が必要です。P231「開発審査会資料」を参照して提出してください。
- (7) 法第43条第3項の建築協議図書は、建築許可申請に準じるものとします。

2 建築許可申請図書一覧表及び作成要領

申請図書		書類の作成要領・設計図の明示事項等
建築許可申請書等関係書類	(1) 建築許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定用紙の（注）欄を参照のうえ必要事項を記載してください。 ・正本1部、副本2部（岡山市、倉敷市、玉野市は1部）を関係市町村開発許可担当課へ提出してください。 ・1欄の面積は、実測面積を記入してください。 ・申請等に係る土地の区域が2つ以上の市町村にわたる場合は副本（市町村用）を市町村の数に応じて増してください。
	(2) 委任状	<p>申請の手続を第三者に委任する場合は、委任状を添付してください。 なお受任者の行政書士又は建築士等の受任資格、住所、電話番号等連絡先を記入してください。</p>
	(3) 法第34条各号該当証明書类等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請が法第34条各号のいずれかに該当する証明または説明する書類を添付してください。 ・開発許可申請図書作成要領の法第34条各号該当証明書类等欄参照のこと。
	(4) 事前審査承認地の通知書の写し	<p>開発審査会事前審査承認地での建築許可の場合は必要</p>

		申請図書	書類の作成要領・設計図の明示事項等
設 計 図 書 等 関 係 書 類	(5)	位置図 (S = 1 / 10,000)	下記事項を明示してください。 イ 方位 ロ 申請地の位置 (朱書き) ハ 敷地周辺の都市施設及び都市計画施設の位置・名称
	(6)	区域図 (S = 1 / 2,500)	・相当範囲の外周区域を包括した図としてください。 ・下記事項を明示してください。 イ 方位 ロ 申請地の位置 (朱書き) ハ 接続先道路, 排水の一次放流先水路
	(7)	敷地現況図 (S = 1 / 250)	下記事項を明示してください。 イ 方位 ロ 敷地の境界 (朱書き) ハ 建築物の位置, 用途, 建築面積, 延床面積 ニ 法面 (がけを含む) 及び擁壁の位置 ホ 排水施設の位置, 種類, 排水方向及び放流先, 最終宅内枳の位置 (寸法泥溜) ヘ 接続する道路名, 有効幅員, 道路位置指定を受けたものは指定番号・年月日
	(8)	申請地の面積求積図 (S = 1 / 500以上)	・現地調査に基づき三斜等により算出し少数以下2位までとしてください。 ・下記項目を明示してください。 イ 方位 ロ 申請区域の全面積
	(9)	公図の写し	・申請地の町名, 地番, 里道, 水路等が表示された, 法務局そなえつけの公図の写しに申請地の境界を朱書き, 道を茶書き及び水路を青書きで示してください。 ・公図には写しをとった法務局, 年月日, 氏名を記入のうえ押印してください。 ・市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付してください。
	(10)	土地登記事項証明書	・所有権が申請者以外は, 同意書 (承諾書) 又は売買契約書の写しを添付してください。 ・改築の場合は, 建物の登記事項証明書等を添付してください。 ・証明書は市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付してください。
	(11)	予定建築物の平面図 (S = 1 / 100)	・予定建築物の用途が分譲用地以外の場合は原則添付してください。 ・作成者の資格氏名を記入し, 押印してください。
	(12)	上記以外で知事 (市長) が必要と認める図書	知事 (市長) が必要と認める図書について, その指示に従い提出してください。